

滋賀県教育委員会の職務権限に属する事務の管理および執行の特例に関する条例等の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号。以下「法」という。）第 23 条第 1 項の規定に基づき、これまで教育委員会が管理し、および執行していた教育に関する事務のうち、同項第 1 号、第 3 号および第 4 号に掲げる教育に関する事務について、知事が管理し、および執行することとするため、滋賀県教育委員会の職務権限に属する事務の管理および執行の特例に関する条例（平成 28 年滋賀県条例第 16 号）ほか 13 条例の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

(1) 教育に関する事務のうち、法第 23 条第 1 項第 1 号、第 3 号および第 4 号に掲げる教育に関する事務について、知事が管理し、および執行することとします。（第 1 条による改正後の本則関係）

(2) 次に掲げる条例について、必要な規定の整備を行うこととします。（第 2 条から第 14 条まで関係）

ア 滋賀県部等設置条例（昭和 30 年滋賀県条例第 30 号）

イ 滋賀県附属機関設置条例（平成 25 年滋賀県条例第 53 号）

ウ 滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成 18 年滋賀県条例第 71 号）

エ 滋賀県希望が丘文化公園の設置および管理に関する条例（昭和 46 年滋賀県条例第 53 号）

オ 滋賀県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成 11 年滋賀県条例第 48 号）

カ 滋賀県立青少年宿泊研修所の設置および管理に関する条例（昭和 46 年滋賀県条例第 58 号）

キ 滋賀県立近代美術館条例（昭和 59 年滋賀県条例第 20 号）

ク 滋賀県立琵琶湖博物館の設置および管理に関する条例（平成 8 年滋賀県条例第 26 号）

ケ 滋賀県立男女共同参画センターの設置および管理に関する条例（昭和 61 年滋賀県条例第 38 号）

コ 滋賀県文化財保護条例（昭和 31 年滋賀県条例第 57 号）

サ 滋賀県文化財保護審議会設置条例（昭和 50 年滋賀県条例第 47 号）

シ 滋賀県立安土城考古博物館の設置および管理に関する条例（平成 4 年滋賀県条例第 23 号）

ス 滋賀県立希望が丘野外活動センターの設置および管理に関する条例（昭和 45 年滋賀県条例第 31 号）

(3) その他

ア この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行することとします。

イ この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとします。

滋賀県教育委員会の職務権限に属する事務の管理および執行の特例に関する条例等の改正について

これまで教育委員会が所管していた事務のうち、以下の事務を知事部局において所管できるよう、滋賀県教育委員会の職務権限に属する事務の管理および執行の特例に関する条例の他、滋賀県部等設置条例など関係条例の一部を改正しようとするもの。

1 文化財の保護に関すること

本県の貴重な財産であり、地域の誇りである文化財を次世代へ確実に継承すべく、文化財の保護を含めた文化行政に総合的かつ一体的に取り組み、文化財の適切な保存と活用を図るため、文化財保護課を知事部局（文化スポーツ部）において所管しようとするもの。

現 行	令和2年度（案）
文化スポーツ部（3課） 文化芸術振興課 スポーツ課 国スポ・障スポ大会課	文化スポーツ部（4課） 文化芸術振興課 文化財保護課 スポーツ課 国スポ・障スポ大会課
教育委員会事務局（9課） 文化財保護課 他に教育総務課など8課	教育委員会事務局（8課） 教育総務課など8課

○ 知事部局で所管することにより得られる効果等

文化芸術、観光、産業振興、景観・まちづくり、防災・防犯などの他分野との総合的かつ一体的な施策の推進が一層可能となる。

各分野が連携することで、多角的かつ重層的に文化財を活用した施策を展開し、文化財の「保存」と「活用」の好循環を生み出し、文化財の確実な継承を図っていけるものと考えているところ。

- ・ 「戦国」、「城郭」をテーマにしたイベント開催や、郷土料理や地酒を活用した発信による観光誘客、地域経済の活性化
- ・ 近隣住民や関係者の協力による文化財の防災・防火・防犯対策、保護体制の強化 など

2 博物館など社会教育機関の設置、管理および廃止に関すること

本県が設置する社会教育機関のうち、以下の6機関の設置、管理および廃止に関する事務に係る権限を知事の所管にしようとするもの。

社会教育機関名	現 行		令和2年度（案）
	権限	執行	権限・執行
①安土城考古博物館	教育委員会	教育委員会	知事（文化スポーツ部）
②近代美術館		文化スポーツ部長 【事務委任】	
③希望が丘野外活動センター			
④青少年宿泊研修所		琵琶湖環境部長 【事務委任】	知事（琵琶湖環境部）
⑤琵琶湖博物館			
⑥男女共同参画センター		商工観光労働部長 【事務委任】	知事（商工観光労働部）

(参考) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (昭和31年法律第162号)

法改正 (平成31年4月: 4号追加、令和元年6月: 1号追加) により、文化財の保護などこれまで教育委員会が所管していた事務について、知事が所管できる範囲が拡大されたところ。

(職務権限の特例)

第二十三条 前二条の規定にかかわらず、地方公共団体は、前条各号に掲げるもののほか、条例の定めるところにより、当該地方公共団体の長が、次の各号に掲げる教育に関する事務のいずれか又は全てを管理し、及び執行することとすることができる。

- 一 図書館、博物館、公民館その他の社会教育に関する教育機関のうち当該条例で定めるもの (以下「特定社会教育機関」という。) の設置、管理及び廃止に関する事
と (第二十一条第七号から第九号まで及び第十二号に掲げる事務のうち、特定社会教育機関のみに係るものを含む。)
- 二 スポーツに関する事 (学校における体育に関することを除く。)。
- 三 文化に関する事 (次号に掲げるものを除く。)。
- 四 文化財の保護に関する事。

滋賀県教育委員会の職務権限に属する事務の管理および執行の特例に関する条例新旧対照表（第1条関係）

旧	新
地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条第1項の規定に基づき、<u>同項第2号</u>に掲げる教育に関する事務は、知事が管理し、および執行することとする。 （新設） （新設） （新設） （新設） （新設） （新設） 付則 省略	地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条第1項の規定に基づき、<u>同項第1号から第4号までに掲げる教育に関する事務（同項第1号に掲げる教育に関する事務にあつては、次に掲げる同号に規定する特定社会教育機関に係るものに限る。）</u>は、知事が管理し、および執行することとする。 <u>(1) 滋賀県立青少年宿泊研修所</u> <u>(2) 滋賀県立近代美術館</u> <u>(3) 滋賀県立琵琶湖博物館</u> <u>(4) 滋賀県立男女共同参画センター</u> <u>(5) 滋賀県立安土城考古博物館</u> <u>(6) 滋賀県立希望が丘野外活動センター</u> 付則 省略

滋賀県部等設置条例新旧対照表（第2条関係）

旧	新
第1条 省略 （部等の分掌事務） 第2条 知事公室および部の分掌事務は、次の各号に掲げるとおりとする。 （1）～（3） 省略 （4） 文化スポーツ部 ア 文化振興に関する事項 （新設） イ スポーツに関する事項 （5）～（9） 省略 付則 省略	第1条 省略 （部等の分掌事務） 第2条 知事公室および部の分掌事務は、次の各号に掲げるとおりとする。 （1）～（3） 省略 （4） 文化スポーツ部 ア 文化振興に関する事項 イ <u>文化財の保護に関する事項</u> ウ スポーツに関する事項 （5）～（9） 省略 付則 省略

滋賀県附属機関設置条例新旧対照表（第3条関係）

旧					新				
第1条 省略 （設置等）					第1条 省略 （設置等）				
第2条 省略					第2条 省略				
2 委員は、執行機関（別表第3項の表に掲げる附属機関にあっては、知事）が任命する。					2 委員は、執行機関が任命する。				
3～5 省略					3～5 省略				
第3条～第5条 省略					第3条～第5条 省略				
付則 省略					付則 省略				
別表（第2条関係）					別表（第2条関係）				
1 知事の附属機関					1 知事の附属機関				
名称	担任する事務	委員の数	委員の構成	委員の任期	名称	担任する事務	委員の数	委員の構成	委員の任期
省略					省略				
滋賀県文化スポーツ部指定管理者選定委員会	知事の諮問に応じ、文化スポーツ部の所管に属する公の施設（ <u>滋賀県希望が丘文化公園を除く。</u> ）の指定管理者の選定に関する事項（滋賀県文化スポーツ部PFI事業者等選定委員会が担任する事務に係るものを除く。）について調	9人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) その他知事が適当と認める者	当該諮問に係る調査審議が終了するまでの期間	滋賀県文化スポーツ部指定管理者選定委員会	知事の諮問に応じ、文化スポーツ部の所管に属する公の施設の指定管理者の選定に関する事項（滋賀県文化スポーツ部PFI事業者等選定委員会が担任する事務に係るものを除く。）について調査審議すること。	18人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) その他知事が適当と認める者	当該諮問に係る調査審議が終了するまでの期間

	査審議すること。			
滋賀県文化 スポーツ部 建設工事等 総合評価審 査委員会	知事の諮問に応じ て県が発注する文 化スポーツ部の所 管に属する建設工 事等に係る地方自 治法施行令（昭和 22年政令第16号） 第167条の10の2 第3項に規定する 落札者決定基準の 策定および同条第 5項の規定による 落札者の決定に関 する事項について 審査すること。	10人以内	(1) 学識経験を有 する者 (2) 県の職員 (3) その他知事が 適当と認める者	当該諮 問に係 る審査 が終了 するま での期 間
省略				

2 教育委員会の附属機関

名称	担任する事務	委員の数	委員の構成	委員の 任期
滋賀県教育 委員会指定 管理者選定 委員会	教育委員会の諮問 に応じて教育委員 会の所管に属する 公の施設（ <u>滋賀県 立青少年宿泊研修 所</u> および <u>滋賀県立 希望が丘野外活動</u>	8人以内	(1) 学識経験を有 する者 (2) その他教育委 員会が適当と認 める者	当該諮 問に係 る調査 審議が 終了す るまで の期間

滋賀県文化 スポーツ部 建設工事等 総合評価審 査委員会	知事の諮問に応じ て県が発注する文 化スポーツ部の所 管に属する建設工 事等に係る地方自 治法施行令（昭和 22年政令第16号） 第167条の10の2 第3項に規定する 落札者決定基準の 策定および同条第 5項の規定による 落札者の決定に関 する事項について 審査すること。	15人以内	(1) 学識経験を有 する者 (2) 県の職員 (3) その他知事が 適当と認める者	当該諮 問に係 る審査 が終了 するま での期 間
省略				

2 教育委員会の附属機関

名称	担任する事務	委員の数	委員の構成	委員の 任期
滋賀県教育 委員会指定 管理者選定 委員会	教育委員会の諮問 に応じて教育委員 会の所管に属する 公の施設の指定管 理者の選定に関す る事項について調 査審議すること。	8人以内	(1) 学識経験を有 する者 (2) その他教育委 員会が適当と認 める者	当該諮 問に係 る調査 審議が 終了す るまで の期間

センターを除く。)の指定管理者の選定に関する事項について調査審議すること。									
省略					省略				
3 知事および教育委員会の附属機関					(削除)				
名称	担任する事務	委員の数	委員の構成	委員の任期					
滋賀県希望が丘文化公園等指定管理者選定委員会	知事または教育委員会の諮問に応じ、滋賀県希望が丘文化公園、滋賀県立青少年宿泊研修所および滋賀県立希望が丘野外活動センターの指定管理者の選定に関する事項について調査審議すること。	6人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) その他知事が適当と認める者	当該諮問に係る調査審議が終了するまでの期間					

滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例新旧対照表（第4条関係）

旧	新
本則および付則 省略	本則および付則 省略
別表（第2条関係）	別表（第2条関係）
(1)～(15)の2 省略 (新設)	(1)～(15)の2 省略 (15)の2の2 文化財保護法(昭和25年法律第214号。市町 以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げる事務 ア 法第92条第1項(法第93条第1項において準用する場合を含む。)の規定による発掘に係る届出の受付 イ 法第94条第1項の規定による発掘に係る事業計画の策定に係る通知の受付 ウ 法第96条第1項の規定による遺跡の発見に係る届出の受付 エ 法第97条第1項の規定による遺跡の発見に係る通知の受付

		<u>17条第2項の規定による指示</u> <u>ウ 条例第39条第2項において準用する条例第</u> <u>17条第3項の規定による停止命令および許可</u> <u>の取消し</u> <u>エ アからウまでに掲げるもののほか、条例の</u> <u>施行に係る事務のうち規則に基づく事務であ</u> <u>って別に規則で定めるもの</u>	
(69)～(76) 省略		(69)～(76) 省略	

滋賀県希望が丘文化公園の設置および管理に関する条例新旧対照表（第5条関係）

旧	新
第1条～第9条 省略 （指定管理者の指定の手續） 第10条 省略 2 省略 3 知事は、指定管理者の指定に当たっては、あらかじめ<u>滋賀県希望が丘文化公園等指定管理者選定委員会</u>の意見を聴かなければならない。 以下 省略	第1条～第9条 省略 （指定管理者の指定の手續） 第10条 省略 2 省略 3 知事は、指定管理者の指定に当たっては、あらかじめ<u>滋賀県文化スポーツ部指定管理者選定委員会</u>の意見を聴かなければならない。 以下 省略

滋賀県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例新旧対照表（第6条関係）

旧	新
第1条 省略 （市町が処理する事務の範囲等） 第2条 次に掲げる事務は、市町が処理することとする。 （1）文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下この号において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げる事務 ア 法第92条第1項（法第93条第1項において準用する場合を含む。）の規定による発掘に係る届出の受付 イ 法第94条第1項の規定による発掘に係る事業計画の策定に係る通知の受付 ウ 法第96条第1項の規定による遺跡の発見に係る届出の受付 エ 法第97条第1項の規定による遺跡の発見に係る通知の受付 （2）～（4）省略 第3条 滋賀県文化財保護条例（昭和31年滋賀県条例第57号。以下この条において「条例」という。）および条例の施行のための教育委員会規則に基づく事務のうち、次に掲げる事務（教育委員会規則で定める現状の変更および保存に影響を及ぼす行為に係るものに限る。）は、大津市、彦根市、長浜市、近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市、高島市、東近江市および米原市が処理することとする。 （1）条例第39条第1項の規定による許可 （2）条例第39条第2項において準用する条例第17条第2項の規定による指示 （3）条例第39条第2項において準用する条例第17条第3項の規定による停止命令および許可の取消し	第1条 省略 （市町が処理する事務の範囲等） 第2条 次に掲げる事務は、市町が処理することとする。 （削除） （1）～（3）省略 （削除）

<u>(4) 前3号に掲げるもののほか、条例の施行に係る事務のうち教育委員会規則に基づく事務であつて別に教育委員会規則で定めるもの</u> (教育委員会規則の制定および改廃とその経過措置) <u>第4条</u> この条例の規定に基づき教育委員会規則を制定し、または改廃する場合には、その教育委員会規則で、その制定または改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置を定めることができる。 付則 省略	(教育委員会規則の制定および改廃とその経過措置) <u>第3条</u> この条例の規定に基づき教育委員会規則を制定し、または改廃する場合には、その教育委員会規則で、その制定または改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置を定めることができる。 付則 省略
--	---

滋賀県立青少年宿泊研修所の設置および管理に関する条例新旧対照表（第7条関係）

旧	新
第1条および第2条 省略 （供用時間等） 第3条 省略 2 省略 3 <u>教育委員会</u>は、必要があると認めるときは、第1項に規定する供用時間を変更し、または前項に規定する休所日を変更し、もしくは臨時に休所日を定めることができる。 （使用の承認） 第4条 研修所の施設を使用しようとする者は、<u>教育委員会規則</u>で定めるところにより<u>教育委員会</u>に申請し、その承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。 2 <u>教育委員会</u>は、前項の規定による申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、同項の承認をしないことができる。 （1）～（5）省略 3 <u>教育委員会</u>は、第1項の規定による承認をする場合においては、研修所の管理上必要な限度において、条件を付すことができる。 第5条 省略 （施設等の変更の禁止） 第6条 使用者は、研修所の施設もしくは設備に変更を加え、または特別の設備を設けてはならない。ただし、あらかじめ<u>教育委員会</u>の承認を受けたときは、この限りでない。	第1条および第2条 省略 （供用時間等） 第3条 研修室の供用時間は、午前9時から午後10時までとする。 2 省略 3 <u>知事</u>は、必要があると認めるときは、第1項に規定する供用時間を変更し、または前項に規定する休所日を変更し、もしくは臨時に休所日を定めることができる。 （使用の承認） 第4条 研修所の施設を使用しようとする者は、<u>規則</u>で定めるところにより<u>知事に</u>申請し、その承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。 2 <u>知事</u>は、前項の規定による申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、同項の承認をしないことができる。 （1）～（5）省略 3 <u>知事</u>は、第1項の規定による承認をする場合においては、研修所の管理上必要な限度において、条件を付すことができる。 第5条 省略 （施設等の変更の禁止） 第6条 使用者は、研修所の施設もしくは設備に変更を加え、または特別の設備を設けてはならない。ただし、あらかじめ<u>知事</u>の承認を受けたときは、この限りでない。

(使用の承認の取消し等)

第7条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、第4条第1項の規定による承認を取り消し、または使用を制限し、もしくは使用の停止を命ずることができる。

(1)～(3) 省略

(4) 使用者がこの条例またはこの条例に基づく教育委員会規則の規定に違反したとき。

(5)および(6) 省略

(7) その他教育委員会が特に必要と認めたとき。

第8条 省略

(指定管理者による管理)

第9条 教育委員会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であつて教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、研修所の管理に関する業務のうち、次に掲げる業務を行わせることができる。

(1)および(2) 省略

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める業務

2 前項の規定により教育委員会が指定管理者に同項各号に掲げる業務（以下「管理業務」という。）を行わせる場合における第4条、第6条および第7条の規定の適用については、第4条第1項中「教育委員会に」とあるのは「指定管理者に」と、同条第2項および第3項、第6条ならびに第7条各号列記以外の部分および第7号中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」とする。

(指定管理者の指定の手続)

(使用の承認の取消し等)

第7条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、第4条第1項の規定による承認を取り消し、または使用を制限し、もしくは使用の停止を命ずることができる。

(1)～(3) 省略

(4) 使用者がこの条例またはこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。

(5)および(6) 省略

(7) その他知事が特に必要と認めたとき。

第8条 省略

(指定管理者による管理)

第9条 知事は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であつて知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、研修所の管理に関する業務のうち、次に掲げる業務を行わせることができる。

(1)および(2) 省略

(3) 前2号に掲げるもののほか、知事が必要と認める業務

2 前項の規定により知事が指定管理者に同項各号に掲げる業務（以下「管理業務」という。）を行わせる場合における第4条、第6条および第7条の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは、「指定管理者」とする。

(指定管理者の指定の手続)

第10条 指定管理者の指定は、教育委員会規則で定めるところにより、指定を受けようとするものの申請により行う。

2 教育委員会は、前項の規定による申請があつたときは、次に掲げる基準により最も適切な管理を行うことができると認めるものを指定管理者として指定するものとする。

(1)～(4) 省略

3 教育委員会は、指定管理者の指定に当たっては、あらかじめ滋賀県希望が丘文化公園等指定管理者選定委員会の意見を聴かなければならない。

(指定管理者の指定の告示等)

第11条 教育委員会は、地方自治法第244条の2第3項の規定により指定を行い、または同条第11項の規定により指定を取り消し、もしくは管理業務の全部もしくは一部の停止を命じたときは、その旨を告示しなければならない。

(指定管理者の管理の基準等)

第12条 省略

2 指定管理者は、次に掲げる事項について教育委員会と協定を締結しなければならない。

(1)～(4) 省略

(指定管理者による供用時間等の変更)

第13条 第9条第1項の規定により教育委員会が指定管理者に管理業務を行わせる場合は、第3条の規定によるほか、指定管理者は、必要と認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、同条第1項に規定する供用時間を変更し、または同条第2項に規定する休所日を変更し、もしくは臨時に休所日を定めることができる。

第10条 指定管理者の指定は、規則で定めるところにより、指定を受けようとするものの申請により行う。

2 知事は、前項の規定による申請があつたときは、次に掲げる基準により最も適切な管理を行うことができると認めるものを指定管理者として指定するものとする。

(1)～(4) 省略

3 知事は、指定管理者の指定に当たっては、あらかじめ滋賀県文化スポーツ部指定管理者選定委員会の意見を聴かなければならない。

(指定管理者の指定の告示等)

第11条 知事は、地方自治法第244条の2第3項の規定により指定を行い、または同条第11項の規定により指定を取り消し、もしくは管理業務の全部もしくは一部の停止を命じたときは、その旨を告示しなければならない。

(指定管理者の管理の基準等)

第12条 省略

2 指定管理者は、次に掲げる事項について知事と協定を締結しなければならない。

(1)～(4) 省略

(指定管理者による供用時間等の変更)

第13条 第9条第1項の規定により知事が指定管理者に管理業務を行わせる場合は、第3条の規定によるほか、指定管理者は、必要と認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、同条第1項に規定する供用時間を変更し、または同条第2項に規定する休所日を変更し、もしくは臨時に休所日を定めることができる。

(利用料金)

第14条 第9条第1項の規定により教育委員会が指定管理者に管理業務を行わせる場合は、第5条の規定にかかわらず、使用者は、指定管理者に研修所の施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納めなければならない。

2 省略

3 利用料金は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を得て定めるものとする。これを変更しようとするときも、同様とする。

4 省略

5 利用料金は、還付しない。ただし、災害その他使用者の責めによらない理由により承認に係る施設を使用することができないときその他指定管理者が必要と認める場合であつて教育委員会の承認を得たときは、この限りでない。

6 指定管理者は、特別の事情があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、利用料金を減免することができる。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会規則で定める。

以下 省略

(利用料金)

第14条 第9条第1項の規定により知事が指定管理者に管理業務を行わせる場合は、第5条の規定にかかわらず、使用者は、指定管理者に研修所の施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納めなければならない。

2 省略

3 利用料金は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定めるものとする。これを変更しようとするときも、同様とする。

4 省略

5 利用料金は、還付しない。ただし、災害その他使用者の責めによらない理由により承認に係る施設を使用することができないときその他指定管理者が必要と認める場合であつて知事の承認を得たときは、この限りでない。

6 指定管理者は、特別の事情があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、利用料金を減免することができる。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

以下 省略

滋賀県立近代美術館条例新旧対照表（第8条関係）

旧	新
第1条および第2条 省略 （特別観覧の許可） 第3条 美術館が所蔵する美術品等の熟覧、模写、模造、撮影または原板の使用（以下「特別観覧」という。）をしようとする者は、<u>教育委員会規則</u>で定めるところにより<u>教育委員会</u>に申請し、その許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。 2 <u>教育委員会</u>は、前項の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可をしないことができる。 (1)～(3) 省略 3 <u>教育委員会</u>は、第1項の規定による許可をする場合においては、美術品等または美術館の管理上必要な限度において、条件を付することができる。 （特別観覧の許可の取消し等） 第4条 <u>教育委員会</u>は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の規定による許可を取り消し、または特別観覧を制限し、もしくは特別観覧の停止を命ずることができる。 (1)～(3) 省略 (4) 特別観覧者がこの条例またはこの条例に基づく<u>教育委員会規則</u>の規定に違反したとき。 (5)および(6) 省略 (7) その他<u>教育委員会</u>が必要と認めたとき。 （ギャラリー等の使用の承認） 第5条 ギャラリー等を使用しようとする者は、<u>教育委員会規則</u>で定めるところにより	第1条および第2条 省略 （特別観覧の許可） 第3条 美術館が所蔵する美術品等の熟覧、模写、模造、撮影または原板の使用（以下「特別観覧」という。）をしようとする者は、<u>規則</u>で定めるところにより<u>知事</u>に申請し、その許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。 2 <u>知事</u>は、前項の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可をしないことができる。 (1)～(3) 省略 3 <u>知事</u>は、第1項の規定による許可をする場合においては、美術品等または美術館の管理上必要な限度において、条件を付することができる。 （特別観覧の許可の取消し等） 第4条 <u>知事</u>は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の規定による許可を取り消し、または特別観覧を制限し、もしくは特別観覧の停止を命ずることができる。 (1)～(3) 省略 (4) 特別観覧者がこの条例またはこの条例に基づく<u>規則</u>の規定に違反したとき。 (5)および(6) 省略 (7) その他<u>知事</u>が必要と認めたとき。 （ギャラリー等の使用の承認） 第5条 ギャラリー等を使用しようとする者は、<u>規則</u>で定めるところにより

ころにより教育委員会に申請し、その承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 教育委員会は、前項の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、同項の承認をしないことができる。

(1)～(6) 省略

3 教育委員会は、第1項の規定による承認をする場合においては、美術館の管理上必要な限度において、条件を付することができる。

(施設等の変更の禁止)

第6条 前条第1項の規定による承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、美術館の施設もしくは設備に変更を加え、または特別の設備を設けてはならない。ただし、あらかじめ教育委員会の承認を受けたときは、この限りでない。

(ギャラリー等の使用の承認の取消し等)

第7条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、第5条第1項の規定による承認を取り消し、または使用を制限し、もしくは使用の停止を命ずることができる。

(1)～(3) 省略

(4) 使用者がこの条例またはこの条例に基づく教育委員会規則の規定に違反したとき。

(5)および(6) 省略

(7) その他教育委員会が特に必要と認めたとき。

第8条～第10条 省略

(協議会の組織等)

第11条 省略

知事に申請し、その承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 知事は、前項の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、同項の承認をしないことができる。

(1)～(6) 省略

3 知事は、第1項の規定による承認をする場合においては、美術館の管理上必要な限度において、条件を付することができる。

(施設等の変更の禁止)

第6条 前条第1項の規定による承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、美術館の施設もしくは設備に変更を加え、または特別の設備を設けてはならない。ただし、あらかじめ知事の承認を受けたときは、この限りでない。

(ギャラリー等の使用の承認の取消し等)

第7条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、第5条第1項の規定による承認を取り消し、または使用を制限し、もしくは使用の停止を命ずることができる。

(1)～(3) 省略

(4) 使用者がこの条例またはこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。

(5)および(6) 省略

(7) その他知事が特に必要と認めたとき。

第8条～第10条 省略

(協議会の組織等)

第11条 省略

2 省略

(1)～(5) 省略

(6) その他教育委員会が適当と認める者

3 および 4 省略

第12条 省略

(専門委員)

第13条 省略

2 専門委員は、当該専門の事項に関して学識経験を有する者のうちから教育委員会が任命する。

3 省略

第14条および第15条 省略

(雑則)

第16条 第10条から前条までに定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、美術館の管理運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

付則 省略

2 省略

(1)～(5) 省略

(6) その他知事が適当と認める者

3 および 4 省略

第12条 省略

(専門委員)

第13条 省略

2 専門委員は、当該専門の事項に関して学識経験を有する者のうちから知事が任命する。

3 省略

第14条および第15条 省略

(雑則)

第16条 第10条から前条までに定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、美術館の管理運営に関し必要な事項は、規則で定める。

付則 省略

滋賀県立琵琶湖博物館の設置および管理に関する条例新旧対照表（第9条関係）

旧	新
第1条および第2条 省略 （特別観覧の許可） 第3条 博物館が所蔵する資料（以下「博物館資料」という。）の熟覧、模写、模造または撮影等（以下「特別観覧」という。）をしようとする者は、<u>教育委員会規則</u>で定めるところにより<u>教育委員会</u>に申請し、その許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。 2 <u>教育委員会</u>は、前項の申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可をしないことができる。 （1）～（3）省略 3 <u>教育委員会</u>は、第1項の規定による許可をする場合においては、博物館資料または博物館の管理上必要な限度において、条件を付することができる。 （特別観覧の許可の取消し等） 第4条 <u>教育委員会</u>は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の規定による許可を取り消し、または特別観覧を制限し、もしくは特別観覧の停止を命ずることができる。 （1）～（3）省略 （4）特別観覧者がこの条例またはこの条例に基づく<u>教育委員会規則</u>の規定に違反したとき。 （5）および（6）省略	第1条および第2条 省略 （特別観覧の許可） 第3条 博物館が所蔵する資料（以下「博物館資料」という。）の熟覧、模写、模造または撮影等（以下「特別観覧」という。）をしようとする者は、<u>規則</u>で定めるところにより<u>知事</u>に申請し、その許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。 2 <u>知事</u>は、前項の申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可をしないことができる。 （1）～（3）省略 3 <u>知事</u>は、第1項の規定による許可をする場合においては、博物館資料または博物館の管理上必要な限度において、条件を付することができる。 （特別観覧の許可の取消し等） 第4条 <u>知事</u>は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の規定による許可を取り消し、または特別観覧を制限し、もしくは特別観覧の停止を命ずることができる。 （1）～（3）省略 （4）特別観覧者がこの条例またはこの条例に基づく<u>規則</u>の規定に違反したとき。 （5）および（6）省略

(7) その他教育委員会が特に必要と認めたとき。

第5条および第6条 省略

第7条 省略

2 委員は、次に掲げる者のうちから任命する。

(1)～(6) 省略

(7) その他教育委員会が適当と認める者

3および4 省略

第8条および第9条 省略

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、博物館の管理運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

付則 省略

(7) その他知事が特に必要と認めたとき。

第5条および第6条 省略

第7条 省略

2 委員は、次に掲げる者のうちから任命する。

(1)～(6) 省略

(7) その他知事が適当と認める者

3および4 省略

第8条および第9条 省略

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、博物館の管理運営に関し必要な事項は、規則で定める。

付則 省略

滋賀県立男女共同参画センターの設置および管理に関する条例新旧対照表（第10条関係）

旧	新
第1条～第3条 省略 （使用の承認） 第4条 センターの施設のうち<u>教育委員会規則</u>で定める施設（以下「特定施設」という。）を使用しようとする者は、<u>教育委員会規則</u>で定めるところにより<u>教育委員会</u>に申請し、その承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。 2 <u>教育委員会</u>は、前項の規定による申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、同項の承認をしないことができる。 （1）～（6）省略 3 <u>教育委員会</u>は、第1項の規定による承認をする場合においては、センターの管理上必要な限度において、条件を付することができる。 第5条 省略 （施設等の変更の禁止） 第6条 第4条第1項の規定による承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、センターの施設もしくは設備に変更を加え、または特別の設備を設けてはならない。ただし、あらかじめ<u>教育委員会</u>の承認を受けたときは、この限りでない。	第1条～第3条 省略 （使用の承認） 第4条 センターの施設のうち<u>規則</u>で定める施設（以下「特定施設」という。）を使用しようとする者は、<u>規則</u>で定めるところにより<u>知事</u>に申請し、その承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。 2 <u>知事</u>は、前項の規定による申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、同項の承認をしないことができる。 （1）～（6）省略 3 <u>知事</u>は、第1項の規定による承認をする場合においては、センターの管理上必要な限度において、条件を付することができる。 第5条 省略 （施設等の変更の禁止） 第6条 第4条第1項の規定による承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、センターの施設もしくは設備に変更を加え、または特別の設備を設けてはならない。ただし、あらかじめ<u>知事</u>の承認を受けたときは、この限りでない。

(使用の承認の取消し等)

第7条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、第4条第1項の規定による承認を取り消し、または使用を制限し、もしくは使用の停止を命ずることができる。

(1)～(3) 省略

(4) 使用者がこの条例またはこの条例に基づく教育委員会規則の規定に違反したとき。

(5)および(6) 省略

(7) その他教育委員会が特に必要と認めたとき。

第8条 省略

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、センターの管理および運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

付則 省略

(使用の承認の取消し等)

第7条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、第4条第1項の規定による承認を取り消し、または使用を制限し、もしくは使用の停止を命ずることができる。

(1)～(3) 省略

(4) 使用者がこの条例またはこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。

(5)および(6) 省略

(7) その他知事が特に必要と認めたとき。

第8条 省略

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、センターの管理および運営に関し必要な事項は、規則で定める。

付則 省略

滋賀県文化財保護条例新旧対照表（第11条関係）

旧	新
第1条および第2条 省略 （財産権等の尊重および他の公益との調整） 第3条 <u>滋賀県教育委員会</u>（以下「<u>教育委員会</u>」という。）は、この条例の執行に<u>当つて</u>関係者の所有権その他の財産権を尊重するとともに、文化財の保護と他の公益との調整に留意しなければならない。 （指定） 第4条 <u>教育委員会</u>は、県の区域内に存する有形文化財（法第27条第1項の規定により重要文化財に指定されたものを除く。以下同じ。）のうち県にとって重要なものを滋賀県指定有形文化財（以下「<u>県指定有形文化財</u>」という。）に指定することができる。 2 前項の規定による指定をするには、<u>教育委員会</u>は、あらかじめ、指定しようとする有形文化財の所有者および権原に基づく占有者の同意を得なければならない。ただし、所有者または権原に<u>基く</u>占有者が判明しない場合は、この限りでない。 3 第1項の規定による指定をするには、<u>教育委員会</u>は、あらかじめ、別に定める滋賀県文化財保護審議会（以下「<u>文化財保護審議会</u>」という。）に諮問しなければならない。 4および5 省略 6 第1項の規定による指定をしたときは、<u>教育委員会</u>は、当該県指定有形文化財の所有者に指定書を交付しなければならない。 （解除） 第5条 県指定有形文化財が県指定有形文化財としての価値を失つたときそ	第1条および第2条 省略 （財産権等の尊重および他の公益との調整） 第3条 <u>知事</u>は、この条例の執行に<u>当たつて</u>関係者の所有権その他の財産権を尊重するとともに、文化財の保護と他の公益との調整に留意しなければならない。 （指定） 第4条 <u>知事</u>は、県の区域内に存する有形文化財（法第27条第1項の規定により重要文化財に指定されたものを除く。以下同じ。）のうち県にとって重要なものを滋賀県指定有形文化財（以下「<u>県指定有形文化財</u>」という。）に指定することができる。 2 前項の規定による指定をするには、<u>知事</u>は、あらかじめ、指定しようとする有形文化財の所有者および権原に基づく占有者の同意を得なければならない。ただし、所有者または権原に<u>基づく</u>占有者が判明しない場合は、この限りでない。 3 第1項の規定による指定をするには、<u>知事</u>は、あらかじめ、別に定める滋賀県文化財保護審議会（以下「<u>文化財保護審議会</u>」という。）に諮問しなければならない。 4および5 省略 6 第1項の規定による指定をしたときは、<u>知事</u>は、当該県指定有形文化財の所有者に指定書を交付しなければならない。 （解除） 第5条 県指定有形文化財が県指定有形文化財としての価値を失つたときそ

その他特別の理由があるときは、教育委員会は、その指定を解除することができる。

2 および 3 省略

4 前項の場合には、教育委員会は、その旨を公報で告示するとともに、当該県指定有形文化財の所有者および権原に基づく占有者に通知しなければならない。

5 第2項で準用する前条第4項の規定による県指定有形文化財の指定の解除の通知を受けたとき、および前項の規定による通知を受けたときは、所有者は、すみやかに県指定有形文化財の指定書を教育委員会に返付しなければならない。

(所有者の管理義務および管理責任者)

第6条 県指定有形文化財の所有者は、この条例ならびにこの条例に基づく教育委員会規則および教育委員会の指示に従い、県指定有形文化財を管理しなければならない。

2 省略

3 前項の規定により管理責任者を選任したときは、所有者は、すみやかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。管理責任者を解任したときも、同様とする。

4 省略

(管理団体による管理)

第7条 県指定有形文化財につき、所有者がない場合または判明しない場合は、教育委員会は、適当な地方公共団体その他の法人を指定して、当該県指定有形文化財の保存のため必要な管理を行わせることができる。

2 前項の規定による指定をしようとするときは、教育委員会は、あらかじめ、権原に基づく占有者および指定しようとする地方公共団体その他の法人の同意を得なければならない。

その他特別の理由があるときは、知事は、その指定を解除することができる。

2 および 3 省略

4 前項の場合には、知事は、その旨を公報で告示するとともに、当該県指定有形文化財の所有者および権原に基づく占有者に通知しなければならない。

5 第2項で準用する前条第4項の規定による県指定有形文化財の指定の解除の通知を受けたとき、および前項の規定による通知を受けたときは、所有者は、速やかに県指定有形文化財の指定書を知事に返付しなければならない。

(所有者の管理義務および管理責任者)

第6条 県指定有形文化財の所有者は、この条例ならびにこの条例に基づく規則および知事の指示に従い、県指定有形文化財を管理しなければならない。

2 省略

3 前項の規定により管理責任者を選任したときは、所有者は、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。管理責任者を解任したときも、同様とする。

4 省略

(管理団体による管理)

第7条 県指定有形文化財につき、所有者がない場合または判明しない場合は、知事は、適当な地方公共団体その他の法人を指定して、当該県指定有形文化財の保存のため必要な管理を行わせることができる。

2 前項の規定による指定をしようとするときは、知事は、あらかじめ、権原に基づく占有者および指定しようとする地方公共団体その他の法人の同意を得なければならない。

3 第1項の規定による指定は、その旨を公報で告示するとともに、権原に基づく占有者および当該地方公共団体その他の法人に通知してする。

4および5 省略

第8条 前条第1項に規定する理由が消滅したときその他特別の理由があるときは、教育委員会は、管理団体の指定を解除することができる。

2 省略

(所有者または管理責任者の変更等)

第9条 省略

2 前項の場合においては、新所有者は、すみやかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

3 県指定有形文化財の所有者または管理責任者は、その氏名もしくは名称または住所を変更したときは、すみやかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。氏名もしくは名称または住所の変更が県指定有形文化財の所有者に係るときは、届出の際指定書を添えなければならない。

(滅失、き損等)

第10条 県指定有形文化財の全部または一部が滅失し、もしくはき損し、またはこれを亡失し、もしくは盗み取られたときは、所有者（管理責任者または管理団体がある場合は、その者）は、すみやかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

(所在の変更)

第11条 県指定有形文化財の所在の場所を変更しようとするときは、所有者（管理責任者または管理団体がある場合は、その者）は、あらかじめ、その旨を教育委員会に届け出なければならない。ただし、教育委員会規則で定める場合には、届出を要せず、または所在の場所を変更した後届け出る

3 第1項の規定による指定は、その旨を公報で告示するとともに、権原に基づく占有者および当該地方公共団体その他の法人に通知してする。

4および5 省略

第8条 前条第1項に規定する理由が消滅したときその他特別の理由があるときは、知事は、管理団体の指定を解除することができる。

2 省略

(所有者または管理責任者の変更等)

第9条 省略

2 前項の場合においては、新所有者は、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

3 県指定有形文化財の所有者または管理責任者は、その氏名もしくは名称または住所を変更したときは、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。氏名もしくは名称または住所の変更が県指定有形文化財の所有者に係るときは、届出の際指定書を添えなければならない。

(滅失、き損等)

第10条 県指定有形文化財の全部または一部が滅失し、もしくはき損し、またはこれを亡失し、もしくは盗み取られたときは、所有者（管理責任者または管理団体がある場合は、その者）は、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

(所在の変更)

第11条 県指定有形文化財の所在の場所を変更しようとするときは、所有者（管理責任者または管理団体がある場合は、その者）は、あらかじめ、その旨を知事に届け出なければならない。ただし、規則で定める場合には、届出を要せず、または所在の場所を変更した後届け出ることをもつて足り

ことをもって足りる。

(管理または修理の補助)

第12条 省略

2 前項の補助金を交付する場合には、教育委員会は、その補助の条件として管理または修理に関し必要な事項を指示することができる。

(補助金の返還等)

第13条 前条第1項の規定による補助金の交付を受ける所有者等が次の各号の一に該当するときは、県は、当該補助金の全部もしくは一部を交付せず、または当該所有者等に対し、既に交付された補助金の全部もしくは一部の返還を命ずることができる。

(1) 管理または修理に関しこの条例またはこの条例に基づく教育委員会規則に違反したとき。

(2)および(3) 省略

(管理または修理に関する勧告)

第14条 県指定有形文化財の管理が、適当でないため、当該県指定有形文化財が滅失し、き損し、または盗み取られるおそれがあると認めるときは、教育委員会は、所有者等または管理責任者に対し、管理方法の改善、保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を勧告することができる。

2 県指定有形文化財が、き損している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、教育委員会は、所有者等に対し、その修理について必要な勧告をすることができる。

3 前2項の規定による勧告に基づいてする措置または修理のために要する費用は、予算の範囲内でその全部または一部を県の負担とすることができる。

4 省略

る。

(管理または修理の補助)

第12条 省略

2 前項の補助金を交付する場合には、知事は、その補助の条件として管理または修理に関し必要な事項を指示することができる。

(補助金の返還等)

第13条 前条第1項の規定による補助金の交付を受ける所有者等が次の各号のいずれかに該当するときは、知事は、当該補助金の全部もしくは一部を交付せず、または当該所有者等に対し、既に交付された補助金の全部もしくは一部の返還を命ずることができる。

(1) 管理または修理に関しこの条例またはこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2)および(3) 省略

(管理または修理に関する勧告)

第14条 県指定有形文化財の管理が、適当でないため、当該県指定有形文化財が滅失し、き損し、または盗み取られるおそれがあると認めるときは、知事は、所有者等または管理責任者に対し、管理方法の改善、保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を勧告することができる。

2 県指定有形文化財が、き損している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、知事は、所有者等に対し、その修理について必要な勧告をすることができる。

3 前2項の規定による勧告に基づいてする措置または修理のために要する費用は、予算の範囲内でその全部または一部を県の負担とすることができる。

4 省略

(有償譲渡の場合の補助金の返還)

第15条 省略

- 2 前項に規定する「補助金または負担金の額」とは、補助金または負担金の額を、補助または費用負担に係る修理等を施した県指定有形文化財につき、教育委員会が定める耐用年数で除して得た額に、更に当該耐用年数から修理等を行つた時以後当該県指定有形文化財の譲渡の時までの年数を控除した残余の年数(1年に満たない部分があるときは、これを切り捨てる。)を乗じて得た額に相当する金額とする。
- 3 補助又は費用負担に係る修理等が行われた後当該県指定有形文化財を県に譲り渡した場合その他特別の事情がある場合には、県は、第1項の規定により返還すべき金額の全部または一部の返還を免除することができる。

第16条 省略

(現状変更等の制限)

- 第17条 県指定有形文化財に関し、その現状を変更し、またはその保存に影響を及ぼす行為で教育委員会規則で定めるものをしようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更については教育委員会規則で定める維持の措置または非常災害のために必要な応急措置をとる場合は、この限りでない。
- 2 教育委員会は、前項の許可を与える場合において、その許可の条件として同項の現状の変更または保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。
- 3 第1項の許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかつたときは、教育委員会は、許可に係る現状の変更もしくは保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、または許可を取り消すことができる。

(有償譲渡の場合の補助金の返還)

第15条 省略

- 2 前項に規定する「補助金または負担金の額」とは、補助金または負担金の額を、補助または費用負担に係る修理等を施した県指定有形文化財につき、知事が定める耐用年数で除して得た額に、更に当該耐用年数から修理等を行つた時以後当該県指定有形文化財の譲渡の時までの年数を控除した残余の年数(1年に満たない部分があるときは、これを切り捨てる。)を乗じて得た額に相当する金額とする。
- 3 補助または費用負担に係る修理等が行われた後当該県指定有形文化財を知事に譲り渡した場合その他特別の事情がある場合には、知事は、第1項の規定により返還すべき金額の全部または一部の返還を免除することができる。

第16条 省略

(現状変更等の制限)

- 第17条 県指定有形文化財に関し、その現状を変更し、またはその保存に影響を及ぼす行為で規則で定めるものをしようとするときは、知事の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更については規則で定める維持の措置または非常災害のために必要な応急措置をとる場合は、この限りでない。
- 2 知事は、前項の許可を与える場合において、その許可の条件として同項の現状の変更または保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。
- 3 第1項の許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかつたときは、知事は、許可に係る現状の変更もしくは保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、または許可を取り消すことができる。

4 省略

(修理の届出等)

- 第18条 県指定有形文化財を修理しようとするときは、所有者等は、あらかじめ、その旨を教育委員会に届け出なければならない。ただし、第12条第1項の規定による補助金の交付、第14条第2項の規定による勧告または前条第1項の規定による許可を受けて修理を行う場合は、この限りでない。
- 2 県指定有形文化財の保護のため必要があると認めるときは、教育委員会は、前項の届出に係る修理に関し技術的な指導と助言を与えることができる。

(公開)

- 第19条 教育委員会は、県指定有形文化財の所有者等に対し、6月以内の期間を限って、教育委員会の行う公開の用に供するため当該県指定有形文化財を出品することを勧告することができる。
- 2 教育委員会は、県指定有形文化財の所有者等に対し、3月以内の期間を限って当該県指定有形文化財の公開を勧告することができる。
- 3～5 省略
- 6 教育委員会は、第1項の規定により県指定有形文化財が出品されたときは、その職員のうちから当該県指定有形文化財の管理の責に任ずべき者を定めなければならない。
- 7 教育委員会は、第2項の規定による公開および当該公開に係る県指定有形文化財の管理に関し必要な指示をするとともに、必要があると認めるときは、当該管理について指揮監督することができる。

8 省略

第20条 省略

4 省略

(修理の届出等)

- 第18条 県指定有形文化財を修理しようとするときは、所有者等は、あらかじめ、その旨を知事に届け出なければならない。ただし、第12条第1項の規定による補助金の交付、第14条第2項の規定による勧告または前条第1項の規定による許可を受けて修理を行う場合は、この限りでない。
- 2 県指定有形文化財の保護のため必要があると認めるときは、知事は、前項の届出に係る修理に関し技術的な指導と助言を与えることができる。

(公開)

- 第19条 知事は、県指定有形文化財の所有者等に対し、6月以内の期間を限って、知事の行う公開の用に供するため当該県指定有形文化財を出品することを勧告することができる。
- 2 知事は、県指定有形文化財の所有者等に対し、3月以内の期間を限って当該県指定有形文化財の公開を勧告することができる。
- 3～5 省略
- 6 知事は、第1項の規定により県指定有形文化財が出品されたときは、その職員のうちから当該県指定有形文化財の管理の責に任ずべき者を定めなければならない。
- 7 知事は、第2項の規定による公開および当該公開に係る県指定有形文化財の管理に関し必要な指示をするとともに、必要があると認めるときは、当該管理について指揮監督することができる。

8 省略

第20条 省略

(報告の徴収)

第21条 教育委員会は、必要があると認めるときは、県指定有形文化財の所有者等または管理責任者に対し、当該県指定有形文化財の現状または管理もしくは修理の状況につき報告を求めることができる。

(所有者等の変更に伴う権利義務の承継)

第22条 県指定有形文化財の所有者等が変更したときは、新たに所有者等となつた者は、当該県指定有形文化財に関しこの条例に基いてする教育委員会の勧告、指示その他の処分による旧所有者等であつた者の権利義務を承継する。

(指定)

第23条 教育委員会は、県の区域内に存する無形文化財（法第71条第1項の規定により重要無形文化財に指定されたものを除く。）のうち県にとって重要なものを滋賀県指定無形文化財（以下「県指定無形文化財」という。）に指定することができる。

2 教育委員会は、前項の規定による指定をするに当たつては、当該県指定無形文化財の保持者または保持団体（無形文化財を保持する者が主たる構成員となつている団体で代表者の定めのあるものをいう。以下同じ。）を認定しなければならない。

3 第1項の規定による指定または前項の規定による認定をしようとするときは、教育委員会は、あらかじめ、別に定める文化財保護審議会に諮問しなければならない。

4 省略

5 教育委員会は、第1項の規定による指定をした後においても、当該県指定無形文化財の保持者または保持団体として認定するに足りるものがあると認めるときは、そのものを保持者または保持団体として追加認定することができる。

(報告の徴収)

第21条 知事は、必要があると認めるときは、県指定有形文化財の所有者等または管理責任者に対し、当該県指定有形文化財の現状または管理もしくは修理の状況につき報告を求めることができる。

(所有者等の変更に伴う権利義務の承継)

第22条 県指定有形文化財の所有者等が変更したときは、新たに所有者等となつた者は、当該県指定有形文化財に関しこの条例に基づいてする知事の勧告、指示その他の処分による旧所有者等であつた者の権利義務を承継する。

(指定)

第23条 知事は、県の区域内に存する無形文化財（法第71条第1項の規定により重要無形文化財に指定されたものを除く。）のうち県にとって重要なものを滋賀県指定無形文化財（以下「県指定無形文化財」という。）に指定することができる。

2 知事は、前項の規定による指定をするに当たつては、当該県指定無形文化財の保持者または保持団体（無形文化財を保持する者が主たる構成員となつている団体で代表者の定めのあるものをいう。以下同じ。）を認定しなければならない。

3 第1項の規定による指定または前項の規定による認定をしようとするときは、知事は、あらかじめ、別に定める文化財保護審議会に諮問しなければならない。

4 省略

5 知事は、第1項の規定による指定をした後においても、当該県指定無形文化財の保持者または保持団体として認定するに足りるものがあると認めるときは、そのものを保持者または保持団体として追加認定することができる。

6 省略

(解除)

第24条 県指定無形文化財が県指定無形文化財としての価値を失ったときその他特別の理由があるときは、教育委員会は、その指定を解除することができる。

2 保持者が心身の故障のため保持者として適当でなくなつたと認めるとき、保持団体がその構成員の異動のため保持団体として適当でなくなつたと認めるときその他特別の理由があるときは、教育委員会は、その認定を解除することができる。

3～5 省略

6 前項の場合においては、教育委員会は、その旨を公報で告示するとともに、当該県指定無形文化財の保持者として認定されていた者または保持団体として認定されていた団体の代表者に通知しなければならない。

7 保持者が死亡したとき、または保持団体が解散したとき（消滅したときを含む。以下この条および次条において同じ。）は、当該保持者または保持団体の認定は解除されたものとし、保持者のすべてが死亡したとき、または保持団体のすべてが解散したときは、県指定無形文化財の指定は解除されたものとする。この場合には、教育委員会は、その旨を公報で告示しなければならない。

(保持者の氏名変更等)

第25条 保持者が氏名もしくは住所を変更し、または死亡したときその他教育委員会規則で定める理由があるときは、保持者またはその相続人は、すみやかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。保持団体が名称、事務所の所在地もしくは代表者を変更し、構成員に異動を生じ、または解散したときも代表者（保持団体が解散した場合にあつては、代表者であつた者）について同様とする。

6 省略

(解除)

第24条 県指定無形文化財が県指定無形文化財としての価値を失ったときその他特別の理由があるときは、知事は、その指定を解除することができる。

2 保持者が心身の故障のため保持者として適当でなくなつたと認めるとき、保持団体がその構成員の異動のため保持団体として適当でなくなつたと認めるときその他特別の理由があるときは、知事は、その認定を解除することができる。

3～5 省略

6 前項の場合においては、知事は、その旨を公報で告示するとともに、当該県指定無形文化財の保持者として認定されていた者または保持団体として認定されていた団体の代表者に通知しなければならない。

7 保持者が死亡したとき、または保持団体が解散したとき（消滅したときを含む。以下この条および次条において同じ。）は、当該保持者または保持団体の認定は解除されたものとし、保持者の全てが死亡したとき、または保持団体の全てが解散したときは、県指定無形文化財の指定は解除されたものとする。この場合には、知事は、その旨を公報で告示しなければならない。

(保持者の氏名変更等)

第25条 保持者が氏名もしくは住所を変更し、または死亡したときその他規則で定める理由があるときは、保持者またはその相続人は、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。保持団体が名称、事務所の所在地もしくは代表者を変更し、構成員に異動を生じ、または解散したときも代表者（保持団体が解散した場合にあつては、代表者であつた者）について同様とする。

(保存)

第26条 教育委員会は、県指定無形文化財の保存のため必要があると認めるときは、県指定無形文化財について、自ら記録の作成、伝承者の養成その他その保存のため適当な措置を行い、または保持者または保持団体その他その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

2 省略

(公開)

第27条 教育委員会は、県指定無形文化財の保持者または保持団体に対し県指定無形文化財の公開を、県指定無形文化財の記録の所有者に対しその記録の公開を勧告することができる。

2～4 省略

(保存に関する助言または勧告)

第28条 教育委員会は、県指定無形文化財の保持者または保持団体その他その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存のため必要な助言または勧告をすることができる。

(指定)

第29条 教育委員会は、県の区域内に存する有形の民俗文化財（法第78条第1項の規定により重要有形民俗文化財に指定されたものを除く。）のうち県にとって重要なものを滋賀県指定有形民俗文化財（以下「県指定有形民俗文化財」という。）に、無形の民俗文化財（同項の規定により重要無形民俗文化財に指定されたものを除く。）のうち県にとって重要なものを滋賀県指定無形民俗文化財（以下「県指定無形民俗文化財」という。）に指定することができる。

(保存)

第26条 知事は、県指定無形文化財の保存のため必要があると認めるときは、県指定無形文化財について、自ら記録の作成、伝承者の養成その他その保存のため適当な措置を行い、または保持者または保持団体その他その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

2 省略

(公開)

第27条 知事は、県指定無形文化財の保持者または保持団体に対し県指定無形文化財の公開を、県指定無形文化財の記録の所有者に対しその記録の公開を勧告することができる。

2～4 省略

(保存に関する助言または勧告)

第28条 知事は、県指定無形文化財の保持者または保持団体その他その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存のため必要な助言または勧告をすることができる。

(指定)

第29条 知事は、県の区域内に存する有形の民俗文化財（法第78条第1項の規定により重要有形民俗文化財に指定されたものを除く。）のうち県にとって重要なものを滋賀県指定有形民俗文化財（以下「県指定有形民俗文化財」という。）に、無形の民俗文化財（同項の規定により重要無形民俗文化財に指定されたものを除く。）のうち県にとって重要なものを滋賀県指定無形民俗文化財（以下「県指定無形民俗文化財」という。）に指定することができる。

2～4 省略

(解除)

第30条 県指定有形民俗文化財または県指定無形民俗文化財が県指定有形民俗文化財または県指定無形民俗文化財としての価値を失ったときその他特別の理由があるときは、教育委員会は、その指定を解除することができる。

2～4 省略

5 第2項の場合の県指定無形民俗文化財の指定の解除については、教育委員会は、その旨を公報に告示しなければならない。

(県指定有形民俗文化財の保護)

第31条 県指定有形民俗文化財に関し、その現状を変更し、またはその保存に影響を及ぼす行為で教育委員会規則で定めるものをしようとする者は、あらかじめ、その旨を教育委員会に届け出なければならない。

2 教育委員会は、県指定有形民俗文化財の保護のため必要があると認めるときは、前項の届出に係る現状の変更または保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。

第32条 省略

(県指定無形民俗文化財の保存)

第33条 教育委員会は、県指定無形民俗文化財の保存のため必要があると認めるときは、県指定無形民俗文化財について自ら記録の作成その他その保存のため適当な措置をとることができるものとし、県は、その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存に要する経費の一部を補助することができる。

2 省略

2～4 省略

(解除)

第30条 県指定有形民俗文化財または県指定無形民俗文化財が県指定有形民俗文化財または県指定無形民俗文化財としての価値を失ったときその他特別の理由があるときは、知事は、その指定を解除することができる。

2～4 省略

5 第2項の場合の県指定無形民俗文化財の指定の解除については、知事は、その旨を公報に告示しなければならない。

(県指定有形民俗文化財の保護)

第31条 県指定有形民俗文化財に関し、その現状を変更し、またはその保存に影響を及ぼす行為で規則で定めるものをしようとする者は、あらかじめ、その旨を知事に届け出なければならない。

2 知事は、県指定有形民俗文化財の保護のため必要があると認めるときは、前項の届出に係る現状の変更または保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。

第32条 省略

(県指定無形民俗文化財の保存)

第33条 知事は、県指定無形民俗文化財の保存のため必要があると認めるときは、県指定無形民俗文化財について自ら記録の作成その他その保存のため適当な措置をとることができるものとし、県は、その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存に要する経費の一部を補助することができる。

2 省略

(県指定無形民俗文化財の記録の公開)

第33条の2 教育委員会は、県指定無形民俗文化財の記録の所有者に対し、その記録の公開を勧告することができる。

2 省略

(保存に関する助言または勧告)

第33条の3 教育委員会は、県指定無形民俗文化財の保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存のため必要な助言または勧告をすることができる。

(県指定無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財の記録の作成等)

第33条の4 教育委員会は、県指定無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財のうち特に必要のあるものを選択して、自らその記録を作成し、保存し、または公開することができるものとし、県は、適当な者に対し、当該無形の民俗文化財の公開またはその記録の作成、保存もしくは公開に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

2および3 省略

(指定)

第34条 教育委員会は、県の区域内に存する記念物(法第109条第1項の規定により史跡、名勝または天然記念物に指定されたものを除く。)のうち県にとって重要なものを滋賀県指定史跡、滋賀県指定名勝または滋賀県指定天然記念物(以下「県指定史跡名勝天然記念物」と総称する。)に指定することができる。

2 省略

(解除)

第35条 県指定史跡名勝天然記念物が県指定史跡名勝天然記念物としての価

(県指定無形民俗文化財の記録の公開)

第33条の2 知事は、県指定無形民俗文化財の記録の所有者に対し、その記録の公開を勧告することができる。

2 省略

(保存に関する助言または勧告)

第33条の3 知事は、県指定無形民俗文化財の保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存のため必要な助言または勧告をすることができる。

(県指定無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財の記録の作成等)

第33条の4 知事は、県指定無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財のうち特に必要のあるものを選択して、自らその記録を作成し、保存し、または公開することができるものとし、県は、適当な者に対し、当該無形の民俗文化財の公開またはその記録の作成、保存もしくは公開に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

2および3 省略

(指定)

第34条 知事は、県の区域内に存する記念物(法第109条第1項の規定により史跡、名勝または天然記念物に指定されたものを除く。)のうち県にとって重要なものを滋賀県指定史跡、滋賀県指定名勝または滋賀県指定天然記念物(以下「県指定史跡名勝天然記念物」と総称する。)に指定することができる。

2 省略

(解除)

第35条 県指定史跡名勝天然記念物が県指定史跡名勝天然記念物としての価

値を失ったときその他特別の理由があるときは、教育委員会は、その指定を解除することができる。

2 および 3 省略

(標識等の設置)

第36条 県指定史跡名勝天然記念物の所有者または第40条で準用する第7条第4項の規定による管理団体（以下この章において「所有者等」という。）は、教育委員会規則で定める基準により、県指定史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲さくその他の施設を設置するものとする。

(土地の所在等の異動の届出)

第37条 県指定史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目または地積に異動があつたときは、所有者等（第40条で準用する第6条第2項の規定により選任した管理責任者がある場合は、その者）は、すみやかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

第38条 省略

(現状変更等の制限)

第39条 県指定史跡名勝天然記念物に関し、その現状を変更し、またはその保存に影響を及ぼす行為で教育委員会規則で定めるものをしようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更については、教育委員会規則で定める維持の措置または非常災害のために必要な応急措置をとる場合は、この限りでない。

2 および 3 省略

第40条 省略

値を失ったときその他特別の理由があるときは、知事は、その指定を解除することができる。

2 よび 3 省略

(標識等の設置)

第36条 県指定史跡名勝天然記念物の所有者または第40条で準用する第7条第4項の規定による管理団体（以下この章において「所有者等」という。）は、規則で定める基準により、県指定史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲柵その他の施設を設置するものとする。

(土地の所在等の異動の届出)

第37条 県指定史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目または地積に異動があつたときは、所有者等（第40条で準用する第6条第2項の規定により選任した管理責任者がある場合は、その者）は、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

第38条 省略

(現状変更等の制限)

第39条 県指定史跡名勝天然記念物に関し、その現状を変更し、またはその保存に影響を及ぼす行為で規則で定めるものをしようとする者は、知事の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更については、規則で定める維持の措置または非常災害のために必要な応急措置をとる場合は、この限りでない。

2 および 3 省略

第40条 省略

(選定)

第40条の2 教育委員会は、市町の申出に基づき、市町が法第143条第1項または第2項の規定により定める伝統的建造物群保存地区(法第144条第1項の規定により重要伝統的建造物群保存地区に選定されたものを除く。)の区域の全部または一部で県にとってその価値が特に高いものを、滋賀県選定伝統的建造物群保存地区(以下「県選定伝統的建造物群保存地区」という。)として選定することができる。

2 前項の選定をするには、教育委員会は、あらかじめ、別に定める文化財保護審議会に諮問しなければならない。

3 省略

(解除)

第40条の3 県選定伝統的建造物群保存地区が県選定伝統的建造物群保存地区としての価値を失った場合その他特別の理由があるときは、教育委員会は、その選定を解除することができる。

2および3 省略

4 前項の場合には、教育委員会は、その旨を公報で告示するとともに、当該市町に通知しなければならない。

第40条の4 省略

(選定等)

第40条の5 教育委員会は、県の区域内に存する伝統的な技術または技能で文化財の保存のために欠くことのできないもの(法第147条第1項の規定により選定保存技術に選定されたものを除く。)のうち県として保存の措置を講ずる必要があるものを滋賀県選定保存技術(以下「県選定保存技術」という。)として選定することができる。

(選定)

第40条の2 知事は、市町の申出に基づき、市町が法第143条第1項または第2項の規定により定める伝統的建造物群保存地区(法第144条第1項の規定により重要伝統的建造物群保存地区に選定されたものを除く。)の区域の全部または一部で県にとってその価値が特に高いものを、滋賀県選定伝統的建造物群保存地区(以下「県選定伝統的建造物群保存地区」という。)として選定することができる。

2 前項の選定をするには、知事は、あらかじめ、別に定める文化財保護審議会に諮問しなければならない。

3 省略

(解除)

第40条の3 県選定伝統的建造物群保存地区が県選定伝統的建造物群保存地区としての価値を失った場合その他特別の理由があるときは、知事は、その選定を解除することができる。

2および3 省略

4 前項の場合には、知事は、その旨を公報で告示するとともに、当該市町に通知しなければならない。

第40条の4 省略

(選定等)

第40条の5 知事は、県の区域内に存する伝統的な技術または技能で文化財の保存のために欠くことのできないもの(法第147条第1項の規定により選定保存技術に選定されたものを除く。)のうち県として保存の措置を講ずる必要があるものを滋賀県選定保存技術(以下「県選定保存技術」という。)として選定することができる。

2 教育委員会は、前項の規定による選定をするに当たっては、県選定保存技術の保持者または保存団体（県選定保存技術を保存することを主たる目的とする団体（財団を含む。）で代表者または管理人の定めのあるものをいう。以下同じ。）を認定しなければならない。

3および4 省略

（解除）

第40条の6 教育委員会は、県選定保存技術について保存の措置を講ずる必要がなくなった場合その他特別の理由があるときは、その選定を解除することができる。

2 教育委員会は、保持者が心身の故障のため保持者として適当でなくなつたと認められる場合、保存団体が保存団体として適当でなくなつたと認められる場合その他特別の理由があるときは、保持者または保存団体の認定を解除することができる。

3～5 省略

6 前条第2項の認定が保持者のみについてなされた場合にあつてはそのすべてが死亡したとき、同項の認定が保存団体のみについてなされた場合にあつてはそのすべてが解散したとき（消滅したときを含む。以下この項において同じ。）、同項の認定が保持者と保存団体とを併せてなされた場合にあつては保持者のすべてが死亡し、かつ、保存団体のすべてが解散したときに、県選定保存技術の選定は、解除されたものとする。この場合には、教育委員会は、その旨を公報で告示しなければならない。

第40条の7 省略

（保存）

第40条の8 教育委員会は、県選定保存技術の保存のため必要があると認めるときは、県選定保存技術について自ら記録の作成、伝承者の養成その他

2 知事は、前項の規定による選定をするに当たっては、県選定保存技術の保持者または保存団体（県選定保存技術を保存することを主たる目的とする団体（財団を含む。）で代表者または管理人の定めのあるものをいう。以下同じ。）を認定しなければならない。

3および4 省略

（解除）

第40条の6 知事は、県選定保存技術について保存の措置を講ずる必要がなくなった場合その他特別の理由があるときは、その選定を解除することができる。

2 知事は、保持者が心身の故障のため保持者として適当でなくなつたと認められる場合、保存団体が保存団体として適当でなくなつたと認められる場合その他特別の理由があるときは、保持者または保存団体の認定を解除することができる。

3～5 省略

6 前条第2項の認定が保持者のみについてなされた場合にあつてはその全てが死亡したとき、同項の認定が保存団体のみについてなされた場合にあつてはその全てが解散したとき（消滅したときを含む。以下この項において同じ。）、同項の認定が保持者と保存団体とを併せてなされた場合にあつては保持者の全てが死亡し、かつ、保存団体の全てが解散したときに、県選定保存技術の選定は、解除されたものとする。この場合には、知事は、その旨を公報で告示しなければならない。

第40条の7 省略

（保存）

第40条の8 知事は、県選定保存技術の保存のため必要があると認めるときは、県選定保存技術について自ら記録の作成、伝承者の養成その他その保

その保存のため適当な措置をとることができるものとし、県は、保持者または保存団体その他その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

2 省略

(保存に関する指導または助言)

第40条の9 教育委員会は、県選定保存技術の保持者または保存団体その他その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存のため必要な指導または助言をすることができる。

(教育委員会規則への委任)

第41条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(罰則)

第42条 省略

第42条の2 第17条または第39条の規定に違反して教育委員会の許可を受けず、もしくはその許可の条件に従わないで、県指定有形文化財もしくは県指定史跡名勝天然記念物の現状を変更し、もしくはその保存に影響を及ぼす行為をし、または教育委員会の現状の変更もしくは保存に影響を及ぼす行為の停止の命令に従わなかった者は、3万円以下の罰金または科料に処する。

以下 省略

存のため適当な措置をとることができるものとし、県は、保持者または保存団体その他その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

2 省略

(保存に関する指導または助言)

第40条の9 知事は、県選定保存技術の保持者または保存団体その他その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存のため必要な指導または助言をすることができる。

(規則への委任)

第41条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第42条 省略

第42条の2 第17条または第39条の規定に違反して知事の許可を受けず、もしくはその許可の条件に従わないで、県指定有形文化財もしくは県指定史跡名勝天然記念物の現状を変更し、もしくはその保存に影響を及ぼす行為をし、または知事の現状の変更もしくは保存に影響を及ぼす行為の停止の命令に従わなかった者は、3万円以下の罰金または科料に処する。

以下 省略

滋賀県文化財保護審議会設置条例新旧対照表（第12条関係）

旧	新
（設置） 第1条 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第190条第1項の規定に基づき、<u>滋賀県教育委員会</u>（以下「<u>教育委員会</u>」という。）に、<u>滋賀県文化財保護審議会</u>（以下「<u>審議会</u>」という。）を置く。 第2条 省略 （委員） 第3条 委員および臨時委員は、文化に関し広くかつ高い識見を有する者および文化財に関する学識経験を有する者のうちから<u>教育委員会</u>が任命する。 第4条～第7条 省略 （庶務） 第8条 審議会の庶務は、<u>滋賀県教育委員会事務局</u>において処理する。 以下 省略	（設置） 第1条 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第190条第1項の規定に基づき、<u>知事の附属機関</u>として、<u>滋賀県文化財保護審議会</u>（以下「<u>審議会</u>」という。）を置く。 第2条 省略 （委員） 第3条 委員および臨時委員は、文化に関し広くかつ高い識見を有する者および文化財に関する学識経験を有する者のうちから<u>知事</u>が任命する。 （任期） 第4条～第7条 省略 （庶務） 第8条 審議会の庶務は、<u>滋賀県文化スポーツ部</u>において処理する。 以下 省略

滋賀県安土城考古博物館の設置および管理に関する条例新旧対照表（第13条関係）

旧	新
第1条および第2条 省略 （開館時間等） 第3条 省略 2 省略 3 <u>教育委員会</u>は、必要と認めるときは、第1項に規定する開館時間を変更し、または前項に規定する休館日を変更し、もしくは臨時に休館日を定めることができる。 （撮影等の許可） 第4条 博物館が所蔵する博物館資料の撮影、模写、模造等（以下「撮影等」という。）をしようとする者は、<u>教育委員会規則</u>で定めるところにより<u>教育委員会</u>に申請し、その許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。 2 <u>教育委員会</u>は、前項の規定による申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可をしないことができる。 （1）～（3）省略 3 <u>教育委員会</u>は、第1項の規定による許可をする場合においては、博物館資料または博物館の管理上必要な限度において、条件を付すことができる。 （撮影等の許可の取消し等） 第5条 <u>教育委員会</u>は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の規定による許可を取り消し、または撮影等を制限し、もしくは撮影等の停止を命ずることができる。 （1）～（3）省略	第1条および第2条 省略 （開館時間等） 第3条 省略 2 省略 3 <u>知事</u>は、必要と認めるときは、第1項に規定する開館時間を変更し、または前項に規定する休館日を変更し、もしくは臨時に休館日を定めることができる。 （撮影等の許可） 第4条 博物館が所蔵する博物館資料の撮影、模写、模造等（以下「撮影等」という。）をしようとする者は、<u>規則</u>で定めるところにより<u>知事に</u>申請し、その許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。 2 <u>知事</u>は、前項の規定による申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可をしないことができる。 （1）～（3）省略 3 <u>知事</u>は、第1項の規定による許可をする場合においては、博物館資料または博物館の管理上必要な限度において、条件を付すことができる。 （撮影等の許可の取消し等） 第5条 <u>知事</u>は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の規定による許可を取り消し、または撮影等を制限し、もしくは撮影等の停止を命ずることができる。 （1）～（3）省略

(4) 撮影者等がこの条例またはこの条例に基づく<u>教育委員会規則</u>の規定に違反したとき。 (5)および(6) 省略 (7) その他特に<u>教育委員会</u>が必要と認めたとき。	(4) 撮影者等がこの条例またはこの条例に基づく<u>規則</u>の規定に違反したとき。 (5)および(6) 省略 (7) その他特に<u>知事</u>が必要と認めたとき。
第6条 省略	第6条 省略
(指定管理者による管理) 第7条 <u>教育委員会</u>は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であつて<u>教育委員会</u>が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、博物館の管理に関する業務のうち、次に掲げる業務を行わせることができる。 (1)および(2) 省略 (3) 前2号に掲げるもののほか、<u>教育委員会</u>が必要と認める業務 2 前項の規定により<u>教育委員会</u>が指定管理者に同項各号に掲げる業務（以下「管理業務」という。）を行わせる場合における第4条および第5条の規定の適用については、第4条第1項中「<u>教育委員会</u>に」とあるのは「<u>指定管理者</u>に」と、同条第2項および第3項ならびに第5条各号列記以外の部分および第7号中「<u>教育委員会</u>」とあるのは「<u>指定管理者</u>」とする。 (指定管理者の指定の手続) 第8条 指定管理者の指定は、<u>教育委員会規則</u>で定めるところにより、指定を受けようとするものの申請により行う。 2 <u>教育委員会</u>は、前項の規定による申請があつたときは、次に掲げる基準により最も適切な管理を行うことができると認めるものを指定管理者として指定するものとする。 (1)～(4) 省略 3 <u>教育委員会</u>は、指定管理者の指定に当たっては、あらかじめ<u>滋賀県教育</u>	(指定管理者による管理) 第7条 <u>知事</u>は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であつて<u>知事</u>が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、博物館の管理に関する業務のうち、次に掲げる業務を行わせることができる。 (1)および(2) 省略 (3) 前2号に掲げるもののほか、<u>知事</u>が必要と認める業務 2 前項の規定により<u>知事</u>が指定管理者に同項各号に掲げる業務（以下「管理業務」という。）を行わせる場合における第4条および第5条の規定の適用については、これらの規定中「<u>知事</u>」とあるのは、「<u>指定管理者</u>」とする。 (指定管理者の指定の手続) 第8条 指定管理者の指定は、<u>規則</u>で定めるところにより、指定を受けようとするものの申請により行う。 2 <u>知事</u>は、前項の規定による申請があつたときは、次に掲げる基準により最も適切な管理を行うことができると認めるものを指定管理者として指定するものとする。 (1)～(4) 省略 3 <u>知事</u>は、指定管理者の指定に当たっては、あらかじめ<u>滋賀県文化スポー</u>

委員会指定管理者選定委員会の意見を聴かなければならない。

(指定管理者の指定の告示等)

第9条 教育委員会は、地方自治法第244条の2第3項の規定により指定を行い、または同条第11項の規定により指定を取り消し、もしくは管理業務の全部もしくは一部の停止を命じたときは、その旨を告示しなければならない。

(指定管理者の管理の基準等)

第10条 省略

2 指定管理者は、次に掲げる事項について教育委員会と協定を締結しなければならない。

(1)～(4) 省略

(指定管理者による開館時間等の変更)

第11条 第7条第1項の規定により教育委員会が指定管理者に管理業務を行わせる場合は、第3条の規定によるほか、指定管理者は、必要と認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、同条第1項に規定する開館時間を変更し、または同条第2項に規定する休館日を変更し、もしくは臨時に休館日を定めることができる。

(利用料金)

第12条 第7条第1項の規定により教育委員会が指定管理者に管理業務を行わせる場合は、第6条の規定にかかわらず、観覧者は、指定管理者に博物館が展示する資料の観覧に係る料金（以下「利用料金」という。）を納めなければならない。

2 省略

3 利用料金は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ

ソ部指定管理者選定委員会の意見を聴かなければならない。

(指定管理者の指定の告示等)

第9条 知事は、地方自治法第244条の2第3項の規定により指定を行い、または同条第11項の規定により指定を取り消し、もしくは管理業務の全部もしくは一部の停止を命じたときは、その旨を告示しなければならない。

(指定管理者の管理の基準等)

第10条 省略

2 指定管理者は、次に掲げる事項について知事と協定を締結しなければならない。

(1)～(4) 省略

(指定管理者による開館時間等の変更)

第11条 第7条第1項の規定により知事が指定管理者に管理業務を行わせる場合は、第3条の規定によるほか、指定管理者は、必要と認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、同条第1項に規定する開館時間を変更し、または同条第2項に規定する休館日を変更し、もしくは臨時に休館日を定めることができる。

(利用料金)

第12条 第7条第1項の規定により知事が指定管理者に管理業務を行わせる場合は、第6条の規定にかかわらず、観覧者は、指定管理者に博物館が展示する資料の観覧に係る料金（以下「利用料金」という。）を納めなければならない。

2 省略

3 利用料金は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ

め<u>教育委員会</u>の承認を得て定めるものとする。これを変更しようとするときも、同様とする。 4 省略 5 利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が必要と認める場合であつて、<u>教育委員会</u>の承認を得たときは、この限りでない。 6 指定管理者は、特別の事情があると認めるときは、あらかじめ<u>教育委員会</u>の承認を得て、利用料金を減免することができる。 (委任) 第13条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、<u>教育委員会規則</u>で定める。 以下 省略	め<u>知事</u>の承認を得て定めるものとする。これを変更しようとするときも、同様とする。 4 省略 5 利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が必要と認める場合であつて、<u>知事</u>の承認を得たときは、この限りでない。 6 指定管理者は、特別の事情があると認めるときは、あらかじめ<u>知事</u>の承認を得て、利用料金を減免することができる。 (委任) 第13条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、<u>規則</u>で定める。 以下 省略
--	--

滋賀県立希望が丘野外活動センターの設置および管理に関する条例新旧対照表（第14条関係）

旧	新
第1条および第2条 省略 （供用時間等） 第3条 省略 2 省略 3 <u>教育委員会</u>は、必要と認めるときは、第1項に規定する供用時間を変更し、または前項に規定する休所日を変更し、もしくは臨時に休所日を定めることができる。 （使用の承認） 第4条 野外活動センターの施設を使用しようとする者は、<u>教育委員会規則</u>で定めるところにより<u>教育委員会</u>に申請し、その承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。 2 <u>教育委員会</u>は、前項の規定による申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、同項の承認をしないことができる。 （1）～（5）省略 3 <u>教育委員会</u>は、第1項の規定による承認をする場合においては、野外活動センターの管理上必要な限度において、条件を付することができる。 第5条 省略 （施設等の変更の禁止） 第6条 使用者は、野外活動センターの施設もしくは設備に変更を加え、または特別の設備を設けてはならない。ただし、あらかじめ<u>教育委員会</u>の承認を受けたときは、この限りでない。	第1条および第2条 省略 （供用時間等） 第3条 省略 2 省略 3 <u>知事</u>は、必要と認めるときは、第1項に規定する供用時間を変更し、または前項に規定する休所日を変更し、もしくは臨時に休所日を定めることができる。 （使用の承認） 第4条 野外活動センターの施設を使用しようとする者は、<u>規則</u>で定めるところにより<u>知事</u>に申請し、その承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。 2 <u>知事</u>は、前項の規定による申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、同項の承認をしないことができる。 （1）～（5）省略 3 <u>知事</u>は、第1項の規定による承認をする場合においては、野外活動センターの管理上必要な限度において、条件を付することができる。 第5条 省略 （施設等の変更の禁止） 第6条 使用者は、野外活動センターの施設もしくは設備に変更を加え、または特別の設備を設けてはならない。ただし、あらかじめ<u>知事</u>の承認を受けたときは、この限りでない。

(使用の承認の取消し等) 第7条 <u>教育委員会</u>は、次の各号のいずれかに該当するときは、第4条第1項の規定による承認を取り消し、または使用を制限し、もしくは使用の停止を命ずることができる。 (1)～(3) 省略 (4) 使用者がこの条例またはこの条例に基づく<u>教育委員会規則</u>の規定に違反したとき。 (5)および(6) 省略 (7) その他<u>教育委員会</u>が特に必要と認めたとき。	(使用の承認の取消し等) 第7条 <u>知事</u>は、次の各号のいずれかに該当するときは、第4条第1項の規定による承認を取り消し、または使用を制限し、もしくは使用の停止を命ずることができる。 (1)～(3) 省略 (4) 使用者がこの条例またはこの条例に基づく<u>規則</u>の規定に違反したとき。 (5)および(6) 省略 (7) その他<u>知事</u>が特に必要と認めたとき。
第8条 省略	第8条 省略
(指定管理者による管理) 第9条 <u>教育委員会</u>は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であつて<u>教育委員会</u>が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、野外活動センターの管理に関する業務のうち、次に掲げる業務を行わせることができる。 (1)および(2) 省略 (3) 前2号に掲げるもののほか、<u>教育委員会</u>が必要と認める業務	(指定管理者による管理) 第9条 <u>知事</u>は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であつて<u>知事</u>が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、野外活動センターの管理に関する業務のうち、次に掲げる業務を行わせることができる。 (1)および(2) 省略 (3) 前2号に掲げるもののほか、<u>知事</u>が必要と認める業務
2 前項の規定により<u>教育委員会</u>が指定管理者に同項各号に掲げる業務（以下「管理業務」という。）を行わせる場合における第4条、第6条および第7条の規定の適用については、第4条第1項中「<u>教育委員会</u>に」とあるのは「<u>指定管理者</u>に」と、同条第2項および第3項、第6条ならびに第7条各号列記以外の部分および第7号中「<u>教育委員会</u>」とあるのは「<u>指定管理者</u>」とする。 (指定管理者の指定の手続)	2 前項の規定により<u>知事</u>が指定管理者に同項各号に掲げる業務（以下「管理業務」という。）を行わせる場合における第4条、第6条および第7条の規定の適用については、これらの規定中「<u>知事</u>」とあるのは、「<u>指定管理者</u>」とする。 (指定管理者の指定の手続)

第10条 指定管理者の指定は、教育委員会規則で定めるところにより、指定を受けようとするものの申請により行う。

2 教育委員会は、前項の規定による申請があつたときは、次に掲げる基準により最も適切な管理を行うことができると認めるものを指定管理者として指定するものとする。

(1)～(4) 省略

3 教育委員会は、指定管理者の指定に当たっては、あらかじめ滋賀県希望が丘文化公園等指定管理者選定委員会の意見を聴かなければならない。

(指定管理者の指定の告示等)

第11条 教育委員会は、地方自治法第244条の2第3項の規定により指定を行い、または同条第11項の規定により指定を取り消し、もしくは管理業務の全部もしくは一部の停止を命じたときは、その旨を告示しなければならない。

(指定管理者の管理の基準等)

第12条 省略

2 指定管理者は、次に掲げる事項について教育委員会と協定を締結しなければならない。

(1)～(4) 省略

(指定管理者による供用時間等の変更)

第13条 第9条第1項の規定により教育委員会が指定管理者に管理業務を行わせる場合は、第3条の規定によるほか、指定管理者は、必要と認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、同条第1項に規定する供用時間を変更し、または同条第2項に規定する休所日を変更し、もしくは臨時に休所日を定めることができる。

第10条 指定管理者の指定は、規則で定めるところにより、指定を受けようとするものの申請により行う。

2 知事は、前項の規定による申請があつたときは、次に掲げる基準により最も適切な管理を行うことができると認めるものを指定管理者として指定するものとする。

(1)～(4) 省略

3 知事は、指定管理者の指定に当たっては、あらかじめ滋賀県文化スポーツ部指定管理者選定委員会の意見を聴かなければならない。

(指定管理者の指定の告示等)

第11条 知事は、地方自治法第244条の2第3項の規定により指定を行い、または同条第11項の規定により指定を取り消し、もしくは管理業務の全部もしくは一部の停止を命じたときは、その旨を告示しなければならない。

(指定管理者の管理の基準等)

第12条 省略

2 指定管理者は、次に掲げる事項について知事と協定を締結しなければならない。

(1)～(4) 省略

(指定管理者による供用時間等の変更)

第13条 第9条第1項の規定により知事が指定管理者に管理業務を行わせる場合は、第3条の規定によるほか、指定管理者は、必要と認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、同条第1項に規定する供用時間を変更し、または同条第2項に規定する休所日を変更し、もしくは臨時に休所日を定めることができる。

(利用料金) 第14条 第9条第1項の規定により<u>教育委員会</u>が指定管理者に管理業務を行わせる場合は、第5条の規定にかかわらず、使用者は、指定管理者に野外活動センターの施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納めなければならない。 2 省略 3 利用料金は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ<u>教育委員会</u>の承認を得て定めるものとする。これを変更しようとするときも、同様とする。 4 省略 5 利用料金は、還付しない。ただし、災害その他使用者の責めによらない理由により承認に係る施設を使用することができないときその他指定管理者が必要と認める場合であつて<u>教育委員会</u>の承認を得たときは、この限りでない。 6 指定管理者は、特別の事情があると認めるときは、あらかじめ<u>教育委員会</u>の承認を得て、利用料金を減免することができる。 (委任) 第15条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、<u>教育委員会規則</u>で定める。 以下 省略	(利用料金) 第14条 第9条第1項の規定により<u>知事</u>が指定管理者に管理業務を行わせる場合は、第5条の規定にかかわらず、使用者は、指定管理者に野外活動センターの施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納めなければならない。 2 省略 3 利用料金は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ<u>知事</u>の承認を得て定めるものとする。これを変更しようとするときも、同様とする。 4 省略 5 利用料金は、還付しない。ただし、災害その他使用者の責めによらない理由により承認に係る施設を使用することができないときその他指定管理者が必要と認める場合であつて<u>知事</u>の承認を得たときは、この限りでない。 6 指定管理者は、特別の事情があると認めるときは、あらかじめ<u>知事</u>の承認を得て、利用料金を減免することができる。 (委任) 第15条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、<u>規則</u>で定める。 以下 省略
--	---

